

平成20年
4月から

短期給付制度が改正されます

- 1 自己負担の割合が一部変更されます

医療費の自己負担の割合が次のように変わります。
なお、4月からは、75歳以上の者は後期高齢者医療制度に入ります。

区分	現行	平成20年4月から
70歳～74歳	現役並み所得者	3割
	一般	1割 ※注
小学生～69歳	3割	
0歳～未就学児童	3歳以上	3割
	3歳未満	2割

※注 平成18年の制度改正で、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていましたが、平成21年3月まで据え置かされることになりました。



- 2 入院時生活療養費の対象が65歳以上からになります。

療養病床に入院する70歳以上のは、食費に加え居住費も一部自己負担していますが、4月からは療養病床に入院する65歳以上70歳未満の者も食費と居住費を一部自己負担することになります。

- 3 高額介護合算療養費が創設されます。

4月から医療保険と介護保険の一部自己負担額等の合計額が著しく高額であるときに高額介護合算療養費が支給されるようになります。

保健事業の一部変更について

平成20年度の保健事業の内容を一部変更しましたので、その概要をお知らせいたします。

●特定健康診査・特定保健指導

40歳以上75歳未満の組合員及び40歳以上75歳未満の被扶養者を対象に、生活習慣病の発症・重症化の危険性のあるメタボリックシンドローム該当者・予備群を抽出するため、健診を行い、腹囲、血糖、脂質、血圧、喫煙歴などのリスク要因の保有数に応じて、「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」の3つに階層化して、組合の保健師又は組合の契約した専門機関が保健指導を行います。

新規事業

●人間ドック等利用助成

1日ドック利用助成の対象年齢を30歳以上とします。

●がん検診等補助

(所属所長が組合員を対象として実施した場合)

大腸がん検診に対する補助額を、1570円から1680円に変更します。(14ページ参照)

●歯科健診補助事業

補助額を、1000円から2000円に変更します。(14ページ参照)

廃止する事業

一部変更する事業

- レクリエーション体育大会等補助
- レクリエーション文化教養活動補助
- 都市競技大会補助(平成16年度以降休止中)